

平成24年 第5回臨時会

浪江町議会会議録

平成24年10月12日 開会

平成24年10月12日 閉会

浪江町議会

平成24年第5回浪江町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（10月12日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第66号～議案第70号の一括上程、説明	6
議案第66号の質疑、討論、採決	16
議案第67号の質疑、討論、採決	46
議案第68号の質疑、討論、採決	47
議案第69号の質疑、討論、採決	47
議案第70号の質疑、討論、採決	48
閉会の宣告	49

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成24年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成24年10月4日

浪江町長 馬 場 有

- 1 期 日 平成24年10月12日（金） 午前9時

- 2 場 所 福島県二本松市北トロミ573番地
（二本松市平石高田第二工業団地内）
浪江町役場 二本松事務所

- 3 付議事件
 - （1） 浪江町復興計画の策定について
 - （2） 職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正について
 - （3） 平成24年度浪江町一般会計補正予算（第4号）
 - （4） 平成24年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算
（第2号）
 - （5） 平成24年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第1号）

○応招・不応招議員

応招議員（19名）

1番	愛	澤	格	君	2番	山	崎	博	文	君
3番	山	本	幸一郎	君	4番	吉	田	数	博	君
5番	若	月	芳	則	君	6番	横	山	精	一
8番	泉	田	重	章	君	9番	橋	爪	光	雄
10番	田	尻	良	作	君	11番	渡	部	貞	信
12番	鈴	木	辰	行	君	13番	佐	藤	文	子
14番	紺	野	榮	重	君	15番	佐々	木	恵	寿
16番	小	黒	敬	三	君	17番	勝	山	一	美
18番	三	瓶	宝	次	君	19番	佐々	木	英	夫
20番	馬	場		績	君					

不応招議員（0名）

第 5 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

平成24年第5回浪江町議会臨時会

議 事 日 程 (第1号)

平成24年10月12日(金曜日)午前9時開議

- | | | |
|-----|---|---------------------------------------|
| 日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 | 2 | 会期の決定 |
| 日程第 | 3 | 議案第66号 浪江町復興計画の策定について |
| 日程第 | 4 | 議案第67号 職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正について |
| 日程第 | 5 | 議案第68号 平成24年度浪江町一般会計補正予算(第4号) |
| 日程第 | 6 | 議案第69号 平成24年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第 | 7 | 議案第70号 平成24年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) |

出席議員（19名）

1番	愛澤格君	2番	山崎博文君
3番	山本幸一郎君	4番	吉田数博君
5番	若月芳則君	6番	横山精一君
8番	泉田重章君	9番	橋爪光雄君
10番	田尻良作君	11番	渡部貞信君
12番	鈴木辰行君	13番	佐藤文子君
14番	紺野榮重君	15番	佐々木恵寿君
16番	小黒敬三君	17番	勝山一美君
18番	三瓶宝次君	19番	佐々木英夫君
20番	馬場績君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	檜野照行君
副町長	渡邊文星君	教育長	畠山熙一郎君
代表監査委員	山内清隆君	総務課長	根岸弘正君
復興推進課長	谷田謙一君	町民税務課長	大浦泰夫君
災害対策課長補佐	宇佐見和美君	産業・賠償対策課長	高倉敏勝君
復旧事業課長	鈴木敏雄君	健康保険課長兼津島支所長 兼津島診療所事務長	紺野則夫君
福祉こども課長	星光美君	生活支援課長	中田喜久君
会計管理者兼出納室長	島田龍郎君	教育委員会教育次長	屋中茂夫君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宮口勝美	次長	岩野善一
書記	中野夕華子		

○議長（吉田数博君） 東日本大震災以来1年7カ月が過ぎました。
第5回臨時会開会に先立ち、今回の災害により犠牲となられた方々に対し、皆様とともに哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと思います。

ご起立をください。黙とう。

[黙とう]

○議長（吉田数博君） ありがとうございます。ご着席ください。

◎開会の宣告

○議長（吉田数博君） ただいまの出席議員は19人であります。
定足数に達しておりますので、平成24年第5回浪江町議会臨時会を開会いたします。

なお、渡邊副町長が公務出張のため欠席となっております。

(午前9時01分)

◎開議の宣告

○議長（吉田数博君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉田数博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、5番 若月芳則君、6番 横山精一君、8番 泉田重章君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（吉田数博君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。
よって会期は、本日1日と決定いたしました。

◎議案第66号～議案第70号の一括上程、説明

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。日程第3、議案第66号から日程第7、議案第70号までを一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって日程第3、議案第66号から日程第7、議案第70号までを一括議題といたします。

日程第3、議案第66号 浪江町復興計画の策定についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第66号 浪江町復興計画の策定についてご説明いたします。

本案は、本年4月に策定した浪江町復興ビジョンに基づく、復興までの道筋や各施策の実現を図るための具体的取り組みについて町民を主体とする浪江町復興計画策定委員会からの提言を受け、避難期を乗り切るための具体的な取り組み、住環境の改善や絆の維持のための町外コミュニティ整備や再生復興するふるさとの姿についても方向性を示した浪江町復興計画を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、復興推進課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） それでは、浪江町復興支援策定についてご説明をいたします。

本計画の策定にあたりましては、4月策定いたしました浪江町復興ビジョンで掲げた復興の考え方や復興の理念、基本方針を基に浪江町復興計画策定委員会（委員103名）を開催しご検討いただき、9月28日に町長に提言されました。策定にあたりましては、6月に実施した第2回アンケート調査、パブリックコメントを踏まえて策定しております。その後政策調整会議、庁議を経て議会に提案するものであります。

説明は、主に計画編で行います。1ページをお開きになってください。

目次でありまして、Ⅰの策定にあたってが1ページから6ページまで、Ⅱ復興の理念と基本方針が7ページから11ページまで、Ⅲ復興への取り組みと方向性の概要が14ページから58ページとなっております。

次に、2ページをお開きください。策定の目的です。本年4月に策定した浪江町復興ビジョンに基づき、復興までの道筋及び各施策の実現を図るため、施策の具体的な取り組みや時期を取りまとめたものですが、ビジョン策定後も、事故そのものの収束など判断や選択をしていく上での前提が不透明な状況はあまり変わりありません。今回の復興計画では、当面の避難期の生活安定、住環境の改善や絆の維持のための町外コミュニティの整備、再生・復興するふるさとの姿についての具体的な取り組みや方向性を示し、その実現を図ることで、町民の皆様が将来の見通しを立てられることを目的としています。また、今回の状況の変化に応じながら、最善の策を検討し随時見直しをしてまいります。

復興の位置づけですが、第4次長期総合計画に掲げたまちづくりの考え方・精神を踏襲した「復興ビジョン」を基に、ビジョンに掲げた「復興理念」「基本方針」「目標像」を具現化するものであります。

4ページをお開きください。復興計画の推進ですが、これまで培ってきた『協働』の精神により、「町民」「行政区・自治会」「町民団体」「事業所」「町」がそれぞれの知恵や技術、経験などそれぞれが持つ情報を積極的に提供し合い情報の共有化を図るとともに、町民などから意見や提案を広く求め、政策決定に反映させていきます。

さらに、国や県、民間企業、NPO、ボランティア団体、大学や研究機関などの支援や協力を得ながら、復興のための共通の目的をもって取り組んでいきます。

進行管理であります。計画どおりに実行されているかを随時確認し、実行が困難とされている取組みについては、何が課題となっているかの検証を行い、その対策を整え、着実な実行につなげていきます。庁内組織で行った進行管理評価については、町民や有識者との「協働」による進行管理を行います。

6ページをお開きください。財源の確保では国、県への財政措置を含めた適切な支援を求めています。

また、復興交付金事業や特区制度を活用し、着実に事業を実施するとともに、避難期間中の収入減額分及び原発事故により新たに発生した行政経費については、東京電力に賠償を求めています。

復興計画の見直しですが、事故そのものの収束、賠償、警戒区域の見直し、除染など不透明な事項も多く流動的であることから、制度の変更や推進状況を踏まえ、適時、柔軟に見直してまいります。

8ページをお開きください。復興の考え方ではありますが、基本的

な考え方は、復興ビジョンにおける復興の考え方を基本としております。一人ひとりの暮らしの再建、子どもたちの願いや想い、ともに乗り越えるための多様な考え方の尊重、多様性の尊重を実現するための選択肢の保障であります。

復興への向き合い方ですが、原発事故による災害は非常に解決が困難な問題です。避難先、ふるさとでも乗り越えるべき課題は山積しています。しかし、困難に対して逃げるのではなく、正面から受け止めることが必要です。

災害への向き合い方でも被災地や被災者だけが悩み苦しむ問題ではありません。浪江町、双葉郡、福島県だけの問題ではなく、国全体で分かち合い、真剣に取り組むことでしか解決ができない問題です。

復興に向けてのそれぞれの役割でも、事故責任者としての東京電力や原子力政策を推進してきた国の責任と果たすべき役割を明確にしておくことが必要です。そして、国、県、町さらに暮らしの再建を果たす本当の主演である町民一人ひとりが協力し、暮らしの再建とふるさとの再生を成し遂げていくことが必要です。

そして、復興に向けた決意として、責任を持って次の世代に、暮らしを、ふるさとをより良くして引き継いでいきます。

10ページをお開きください。復興の理念、基本方針であります。復興の理念は、「みんなでともに乗り越えよう 私たちの暮らしの再生に向けて」であります。基本方針は、「すべての町民の暮らしを再建する～どこに住んでいても浪江町民～。ふるさと なみえを再生する～受け継いだ責任、引き継ぐ責任～、被災経験を次代や日本に生かす～脱原発、災害対策～」であります。

14ページをお開きください。復興までの道筋。各時期における復興のイメージ、取組みのイメージであります。短期、震災より3年、平成26年3月31日までですが、避難先での生活を早急に改善します。健康管理、賠償、住まいの確保など、今の多くの不安の軽減や解決を図ります。さらに、町外で集まって暮らせる町外コミュニティを整備します。その上で、ふるさとの再生に着手します。

中期、震災より6年、平成29年3月31日までですが、すべての町民の生活安定を実現します。町外コミュニティの充実、就労の場の確保など安心して暮らせる環境を整えます。その上で、ふるさとの再生も本格化します。

長期、震災より10年、平成33年3月31日までですが、すべての町民の幸せな暮らしの実現をします。住んでいる場所にかかわらず、すべての町民が震災以前と同様に、幸せな暮らしを取り戻せるよう

にします。その上で、ふるさとの再生を実現します。

右側の各時期における取組みのイメージでございますが、町民の暮らしの再建、町外コミュニティの整備、ふるさとの再生、復興の発信の取組みについて、より具体的にイメージできるような年次計画で表したものであります。

16ページをお開きください。復興に向けて未だ明確になっていない課題の整理であります。震災から1年7カ月が経過しましたが、未だ明確になっていない課題が存在します。しかし、町民一人ひとりが将来の展望を持ち、それぞれの選択へ踏み出していくためには、それらの課題についても明確にしていく必要があります。

そして、未だ明確になっていないからこそ、現時点での方向性や進捗状況についての情報を共有していくことが必要であります。

警戒区域の見直しであります。現時点での方向性は平成24年中に警戒区域を3区分に見直す予定であります。

しかし、実際に帰町する際には、安全安心を大前提としたうえで、町内の生活環境をしっかりとした形で整え、希望者が不自由な環境に帰ることの無いようにすることが必要です。現時点では、生活環境をしっかりと再生させるまでには5年（発災から6年）程度の期間を要すると考えています。

区域の見直しは行いますが、今後5年間かけてしっかりとふるさとを再生させたいうえで避難指示を解除し、帰町を実現する方向で国と調整します。

また、避難指示解除による賠償については、区域に関わらず一律の財物賠償（家財以外）を受けることができるよう、国等との協議を進めてまいります。

住まいの確保についてであります。仮設住宅の構造が長期的に住めるものとはなっていませんので、入居期限の確保と並行して次の住まいの場を早急に整備していくことが必要であります。

借上住宅の制度が適用になっていない地域については、これまで各都道府県に要望をしてきましたが、現時点では都道府県によって対応は様々です。

さらに、国主導での、全国一律の基準での運用も要望してきましたが、実現にはいたっておりません。

町外コミュニティについては、ふるさとでの生活再開まで、または新たな生活拠点を見出すまでの一定期間の暮らしの場を確保するため、仮設住宅の入居期限（平成26年3月）を目途に町外コミュニティを早急に整備していきます。

町内の復興拠点での住まいの確保については、復興公営住宅を中

心としたコミュニティを整備し、自宅への帰還ができない方や、自宅を失った方が町内で生活することができるように取り組みます。

18ページをお開きください。ふるさと再生を取り巻く現状についてであります。仮置き場の現状については、ふるさと再生のためには除染を推進する必要がある、中間貯蔵施設が完備するまでの間、一時的に町内に保管しておく必要があります。現在、行政区ごとに仮置き場を設けることを、国と検討している段階にあります。今後今年度中の設置を目標に、地域との協議を慎重に進めてまいります。

中間貯蔵施設については、3年後に搬入開始できるよう、国が整備する方針であり、そこで貯蔵された後、30年以内に、最終処分場へ搬出されることとなっております。

現在国では、双葉町、大熊町、楡葉町に設置の提案をしていますが、町民の間でも意見が分かれており、慎重な対応が必要と考えています。

なお、最終処分場は県外に設置されることになっています。

山林の除染については、山林の再生のため、そして生活圏の安全安心の確保のためにも除染をしていく必要があります。また木質バイオマス発電などを合わせて推進することで、費用の問題を克服しながら、除染を進めていくことができると考えております。

原子炉の状況であります。国では昨年12月16日に冷温停止状態を達成したと公表しましたが、原子炉内の詳細な状況が判明していないことなど、町としては、いまだ事故が収束したとの認識はできないと考えています。今後のさらなる安全対策、再度の地震や津波への安全確保などが確実に実施されるとともに、確実に廃炉すること、さらには県内すべての原子炉の廃炉についても、強く要請してまいります。

除染についての国の考えと町の考えの違いについてですが、これまで町は一貫して年間1ミリシーベルト以下を目標に除染することを訴えてきたところであり、ようやく国は長期目標を年間1ミリシーベルト以下としたところです。

また、住民の帰還についての国の考えは、空間線量のみで区域分けを行い、低線量地区から帰還するというものですが、町としては空間線量だけではなく、損傷した原子炉の安全対策の状況、インフラや生活関連サービスの復旧など様々な点を考慮して、『生活できるかどうか』が重要であると考えております。

このように国と町との考えの相違について、町の現状を国に正しく認識してもらおうよう、強く要請してまいります。

各時期において目指す復興の姿であります。

短期において目指す姿は、この災害を乗り越える上で、一番重要なことは「一人ひとりの暮らしの再建」です。短期目標は現在の避難生活を早急に改善する。様々な思いに沿った選択肢を確保する。なみえの復興を国内外に発信するでありまして、そのために健康管理の徹底と住環境の改善、就労・事業再開支援の強化、絆の維持、除染、インフラ復旧、町外コミュニティの整備に取り組みます。その上で3年後の展望といたしましては、避難指示を発災から6年間は解除できないとしたことにより、全町民が一律で賠償を受けられるなど賠償問題が進展し、町民それぞれが希望する選択へ踏み出すことが可能となります。

さらに、町外コミュニティが整備され、希望者の入居が開始されます。町内では除染やインフラ復旧に本格的に着手できるようになり、低線量地区において復興拠点が整備されます。

次に、22ページ、2) 中期において目指す姿であります。短期での取り組みを継続、強化し、町民の多様な思いに沿った生活環境を確保する中で、それぞれの居住地で安心して安定した生活を送れるようにしていくことが必要です。

中期目標は、それぞれの希望する居住地において一人ひとりが暮らしを再建する。ふるさと再生を本格化し、復興拠点を中心に希望者の帰町を実現などあります。震災から6年後の展望は、どんな選択をしても不自由のない環境で安定した生活を取り戻しています。

ふるさとにおいては、除染やインフラ復旧が進展し、避難指示が解除され、生活環境が整った地域への帰還が実現します。

3) 長期において目指す姿であります。短期、中期においての取り組みをさらに飛躍させ、町民一人ひとりがそれぞれの選択した場所で、震災以前の幸せな暮らしを取り戻す中で、世界的な大災害を乗り越えた経験を活かし、他地域や次世代につないでいくことが重要です。

長期目標は、それぞれが選択した居住地で、幸せな生活を取り戻す。しっかりとした姿でふるさとを再生させ、帰町を本格化する。一人ひとりが災害を乗り越えた経験を国内外や次世代に語り継いでいく。主要な取り組みは、生涯にわたる健康管理体制、医療保障の実現、ふるさと再生の実現と帰町の本格化、災害研究都市として、リスク対策のモデル地域を実現、世界の英知を結集した復興の実現などあります。

10年後の展望は、町民一人ひとりが選択した生活が、それぞれの幸せな暮らしにつながっています。

町内においては、安全安心を第一にしたまちづくりが進められる中、震災以前より暮らしやすく、若者が集まる元気な浪江町が実現しています。

24ページをお開き願います。4) 復興を実現し飛躍するふるさとの姿であります。本災害からの復興を成し遂げた後の姿であります。震災と原発事故を乗り越えた安全・安心な都市なみえでは、町内の全域が震災以前の線量に戻り、誰もが安心して暮らせる環境を取り戻しています。

津波被害のあった沿岸部では、漁港が以前の賑わいを取り戻しています。先進医療施設や福祉施設、保育施設などが整備され、子どもから高齢者まで元気な声が町中にあふれています。

既存産業と新たな産業とが地域経済を支える浜通り中部の中核都市なみえでは、農地除染の進展と漁業の再生など新たな形での第一次産業が再生しています。

町中心部では商店街が再生し、かつての賑わいが戻っています。また、これまでの原発関連産業に代わり、新たな産業が集積し、浜通り中部の中核都市として地域経済を支えています。

再生可能エネルギー関連産業も集積し、スマートコミュニティが実現しています。

将来につながる高度な教育となみえの豊かな心を次世代に伝えていく教育都市なみえでは、学校教育では世界から寄せられた支援を忘れない思いやりの心を理念に、二度とこのような経験を繰り返さない社会を創り、日本を担う人材を育てる教育が実現しています。

また、四季折々の文化や伝統芸能が再生し、「なみえらしさ」「なみえの心」が綿々と受け継がれています。

そして、他地域での災害には手を差し伸べることができる地域となっているほか、防災・復興拠点都市として世界に貢献できる教育を全町民が受けられる町となっています。

復興を成し遂げた象徴として世界に誇れる国際的な災害研究都市なみえでは、町民一人ひとりが被災経験を乗り越えたことに強い誇りと、災害への高い意識を持つことでこの悲惨な経験を繰り返さないためのモデル地域となっており、世界から注目される災害研究都市となっています。

これらのふるさとの将来像は、多数の将来像の中の一つの可能性でしかありません。

現時点では決まった将来像など無いかもしれませんが、そういった意味では、本計画に記載することはふさわしくないかもしれませんが、どんな道をたどることになろうとも、再生に向けて歩みを進

めていかなければ、衰退の道をたどることは明白です。

次世代に「希望あふれるふるさとなみえ」を引き継ぎ、託していくためにも、私たちは歩みを止めません。

26ページをお開きください。避難期の生活再建に必要な取組みで、現在様々な問題や課題を抱えたまま、長期の避難生活を余儀なくされており、このような課題に対して当面の避難生活を安定させ、町民の方々が望む生活再建を実現するために必要な取組みの概要であります。

健康被害の防止をはじめ損害対策の充実、絆の維持、住まいの改善など41ページまで取組みの概要となっております。

43ページをお開きください。町外で安心して暮らすために必要な取組みで、不十分な住環境での応急仮設住宅や多くの町民が県内外に避難し、分散、孤立した生活を余儀なくされております。

ふるさとでの生活再開まで、または、新たな生活拠点を見出すまでの一定期間の暮らしの場を確保するため、町外コミュニティを早急に整備します。

町外コミュニティづくり、町外コミュニティのイメージであります。

47ページをお開きください。ふるさとを再生していくための取組みで、私たちのふるすとは、放射線の影響で立ち入りが制限され、農地は荒廃するなど、美しかった景観を損ねたままであり、浪江町には住むことができないという考えの町民も存在します。

一方、子どもたちの多くは、浪江町の再生と復興を強く望んでいます。

子どもたちの声に応えるためにも、安全と安心を担保したうえで、美しかったふるさとを再生し、次世代へ引き継ぐ責任があります。

除染と放射線管理、インフラ復旧、津波被災地の復興、産業復興等58ページまでが取組みの概要となっております。

60ページから63ページまでが、浪江町復興計画策定委員会体制及び委員名簿となっております。

65ページが浪江町復興計画（第一次）策定までのあゆみとなっております。

66ページ、最後のページになりますが、子どもたちから大人たちへのメッセージ、浪江の将来を願ってであります。このメッセージは、現在二本松市に移転している浪江小学校において、なみえの復興や文化などについての学習を行っている中でいただいたメッセージとなっております。

施策編につきましては、具体的な取組みと方向性を示したもので

あり、課題や課題解決のための手法、目標、施策実施のスケジュールなどを詳細に記載したものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第4、議案第67号 職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第67号 職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正についてご説明いたします。

本案は、原子力規制委員会設置法の施行による原子力災害対策特別措置法の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正にするものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） それでは、資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

このたび、原子力災害対策特別措置法の改正が行われました。その改正の中で、改正前の20条第2項を削る改正が行われまして20条第3項を第20条第2項に繰り上げる改正が行われております。

この条項を引用した3つの条例、職員の特殊勤務手当に関する条例、また東日本大震災等による被災者に対する町税等の減免に関する条例、東日本大震災等による被災者に対する平成24年度の町税等の減免に関する条例、この条例の中でこの20条第2項を引用した条文がありましたので、その変更によりまして改正をするものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第5、議案第68号 平成24年度浪江町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第68号 平成24年度浪江町一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

本案は、浪江町復興計画の策定に伴い、住民説明会費用及び下水道事業の復旧調査費用等の補正を行うものであります。

歳入については、浪江町復旧復興基金繰入金5,480万円の増額であります。

歳出の主なものは、公共下水道事業特別会計繰出金5,480万円、住民説明会費551万1,000円などであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

4 ページをお開きいただきたいと思います。歳入になりますが、款18繰入金、目5 浪江町復旧・復興基金繰入金であります。今回の繰入額が5,480万円であります。補正後の残高見込額は41億6,239万3,000円となるものでございます。

次に、5 ページの歳出でございます。款2 総務費、目9 自治振興費38万2,000円の補正増であります。これは表彰式における会場借上料の補正増でございます。

次に、款3 民生費、目6 災害救助費であります。今回、補正額が551万1,000円であります。概要につきましては、旅費が100万1,000円の補正増、14使用料及び賃借料が325万円の補正増であります。これは住民説明会に対する予算措置でございます。県内で8カ所、県外で6カ所、2回多くやりましょうということで、合計18回の説明会を予定しているところでございます。それに対する今回の補正でございます。

6 ページになります。款8 土木費、目2 公共下水道事業費であります。今回補正額が5,480万円、節28繰出金で5,480万円、公共下水道事業特別会計繰出金で被害調査等に対する繰り出しでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第6、議案第69号 平成24年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第69号 平成24年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出それぞれ5,480万円を増額するものであります。歳入では一般会計繰入金5,480万円の増、歳出では公共下水道事業費の災害復旧費で被害調査委託料5,300万円及び浄化センター復旧工事費180万円を増額するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第7、議案第70号 平成24年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第70号 平成24年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出それぞれ77万4,000円を増額するものであります。

歳入では、歳計剰余金77万4,000円の増、歳出では農業集落排水事業費で100万円の減、予備費で177万4,000円を増額するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

質疑は、後ほど行います。

○議長（吉田数博君） ここで、委員会審査のため暫時休議いたします。

（午前 9時34分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前10時00分）

○議長（吉田数博君） 正誤表の配付につきましては、3カ所の訂正があるということで、皆さんのお手元に正誤表が届けてありますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎議案第66号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第3、議案第66号 浪江町復興計画の策定について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番。

○2番（山崎博文君） 復興計画策定委員会の皆さんには、6月1日の委員会から9月28日まで町への提言までと大変ご労苦に改めて敬意を表したいと思います。そのうえで質問を行いたいと思います。

まず、5点ほど私のほうから質問させていただきたいと思います。

1つ目は、計画編の15ページ、各時期における取組みのイメージで、短期、中期、長期の中で、中期が平成29年3月31日となっておりますが、可決された復興ビジョンによりますと、平成28年3月が終期ではなかったかと思うので、この1年延長になったことに対する理由をご説明いただきたいと思います。

2点目が施策編の9ページ、（4）生涯にわたる健康管理のための手帳の作成ということで、浪江町が独自に健康手帳を配付して、それによる記帳の啓発活動と書いてあるわけですが、私は健康手帳

に関しては意義がある事業であったと思っております。

ただ、健康手帳に対しての位置づけがちょっと抽象的ではないかといえますのは、(6)のほうにかかわるわけですが、町民の命を守る健康管理、医療保障の法制化の実現ということで、浪江町健康手帳でそれぞれ管理をし、それを基に何かあった際に対応するためにも医療保障の法制化実現に向けた国への要請と私はとらえていますので、(4)と(6)は、いつとしなくてはいけないのかとそう思っております。その点についてお伺いいたします。

次に、3点目ですが、施策編の62ページ、これはスケジュールが載っているページなのですが、(4)ふるさとなみえの教育環境の再生に向けての先行準備というところで、これは中期の震災つまり翌年の平成29年3月、つまり町長は避難指示解除を想定した時期の小中学校のあり方について質問をしたいと思うのですが、このスケジュールでは、子供たちや保護者のニーズの把握等はアンケート調査を行うと。また徹底した除染も中長期にわたって行うと明記されていますが、では実際帰町した際の小、中学校のあり方についてはどうなのか、若干方向性が示されていないと私は思うものですから、この点についてもどのようにお考えかお伺いいたします。

次に、施策編の96ページ、これもスケジュールの中の(2)、(3)町外コミュニティについてと、町外コミュニティの整備についてなのですが、実は一昨日の新聞では県営の災害住宅を500戸、いわき市、郡山市、会津若松市に建設すると。内250戸はいわき市に建てる計画で平成26年度入居開始を目指すという報道がありました。今回の復興計画では、短期の震災より3年、つまり平成26年3月末までには施工そして提供となっています。町では、町外コミュニティは1カ所ではないという方向性ではありますが、今回、県が示した候補地、いわき市も有力な候補地と私は考えていますし、町側そうだと思うのですが、時期がちょっと整合性がないと考えてますので、その点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

最後に、施策編の103ページ、(1)の政府基準によらない線量水準の検討によるところで、年間1ミリシーベルト以下の実現、毎時で0.23マイクロシーベルトとなっております。私自身、性格的に数字にこだわるタイプでありますことを申し上げた上で質問します。この毎時0.23マイクロシーベルトであれば、3つ目の年間5ミリシーベルトは毎時で5倍ということで考えれば、1.15マイクロシーベルトと記載すべきと思いますが、この点について、なぜ1ミリシーベルトとしたのかお伺いします。

また、関連して区域再編での毎時の考え方は、年間20ミリシーベ

ルトでは毎時3.8マイクロシーベルト、つまり年間1ミリシーベルトですと、毎時0.19マイクロシーベルトだと記憶しております。除染と区域再編の毎時についての違いはどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。以上5点よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） ビジョン等の中期の期間の1年の期間の違いについてでございます。

ビジョンにつきましては、町として本災害とどう向き合いどのように対応していくのか。要するに今後の計画方針ということでありまして、復興計画につきましては、このビジョンの上に立つものとなっております。そういう中で、ビジョン策定時点での前提条件と、今回の復興計画策定時点での前提条件が違ってきたことが大きな違いであります。

例えば、賠償問題があります。今回の復興計画策定段階では、不動産に対する賠償基準の考え方が示されております。さらに区域見直しに賠償とセットにされたことなどもありまして、中期期間を1年延長したというものであります。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは、9ページの（4）、（6）は同一の内容ということについてお答えを申し上げます。

（4）手帳の配付でございますが、この手帳の配付というのは、個人の健康管理に対する手帳の配付である。中身を申し上げますと、WBC検査、健康診査、放射線が起因する甲状腺検診、いままでの行動記録等々が個人が当然書き込む、それから医療機関が書き込む、そういう個人の履歴書であります。当然のことながら健康に対する自己管理の手帳であるとともに、東京電力、それから国に対して身体的、それから精神的な賠償を求めるための裏付けというのが、手帳の中身になっておるわけでございます。

しかしながら、（6）の法の整備でございますが、若干リンクする部分がございますけれども、法の整備につきましては、町として避難町民のいままでの生活の状況、これからの生活の状況、それから当然我々は被曝しているわけでございますので、そういった精神的な賠償を含めて医療費の無料化、それから被災者の長期的な健康確保のための諸手当、それから保健手当、特別手当等の被爆者援護法と同等の法整備を求めるという中身になっております。

それでまた、国に対しては、被災者に対して法律に基づく放射線の健康管理手帳を国として交付するというのが、この法整備に向けたものというふうに考えておりまして、当然のことながら（4）と

(6)は若干リンクいたしますけれども、やはり個別立てでやって、改めて精査しなければならないということで(4)、(6)は別々にしたものでございます。

○議長(吉田数博君) 教育長。

○教育長(畠山熙一郎君) ただいまの浪江町に帰町後の小・中学校の方向性の計画はどうなっているかのおただしでございしますが、いくつか資料にわたってご説明をいたします。

まず計画編の15ページには、全般の取組みのイメージがありますが、その中の3つ目のふるさと再生の部分の右のほうに発災から6年後に避難指示の解除が想定されているところに、帰町開始という水色での表記がございしますが、おわかりになりますか。そのすぐ脇に点線で町内における「医療・福祉」「教育」等の充実を図りますと書いてございます。

具体的にどうするかということでございしますが、この段の一番下のところに公共施設、インフラ等の本格復旧と書いてございしますので、この流れの中で整備していくというのが私の認識でございます。現在の基本的な認識は、前の議会の答弁で申し上げましたが、とにかく被災前の状態に戻すのが原則だろうと考えます。今後は、そうなるのであれば、浪江町の6つの小学校と3つの中学校は、できれば当時の場所に開校したいと考えてございます。

ただ、一方で5年程度は今後戻れないという新しい環境もございしますので、この5年は非常に長い期間ですので、今後の推移というものも考慮しなくてはならない。両にらみというのが正直なところでございます。

それらを含んだ具体的な記述でございしますが、例えば計画編の38ページ、ここには短期、中期、長期ということで再生を図式化してございます。今おただしの浪江町に戻ったところについて書いてございしますが、このページの右のところには、浪江における教育環境のあり方の検討とございます。これに矢印が向かっておりまして、区域見直し、除染、インフラ復旧・整備の進捗に合わせたあり方の検討と書いてございます。実は、前もお話しましたように校長などが中心になって検討会をたびたび重ねておりますけれども、今後の推移の中では、それとはもう少し別な形で取り組む必要も出てくるのかなというのが認識でございます。

さらに、記述を追いますと、例えば今度は施策編の56ページです。こちらの(4)ふるさとみえの教育環境の再生に向けての先行準備と書いてございしますが、2つ目にニーズを踏まえた望ましい教育環境の検討組織設置と検討の実施と書いてございます。この辺を工

夫していく必要があるだろうと考えております。ついでで恐縮ですが、中長期的な展望に関して申し上げますと、62ページの（４）のところですが、ニーズを踏まえた望ましい教育環境の検討組織設置と検討の実施、また、64ページの（３）のところにも同様な表現がございますので、こういったところについて状況を見ながら、よりよい検討を進めてまいりたいとそういう計画の内容になっております。以上でございます。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） それでは、町外のコミュニティについてお答え申し上げます。この計画の中では、町外コミュニティにつきましては、現在の仮設住宅における厳しい生活実態を踏まえると、平成26年3月末までの入居期限までには、復興公営住宅への転居開始が始まる状況を作り出すことが必要であるということの認識のもとでの計画となっております。さらに、県におきましても、事前の説明会において、そういう認識を示したところであります。

9月22日に、関係16市町村ということで、双葉8町村とそれ以外の関係市町村、さらに国、県との協議会が開催されております。そういう中で、協議会の設置とか個別協議とかそういうものの協議をしたところであります。平成24年につきましては、十分な意向調査をさらに行い、そして平成24年度中に個別協議の中で避難期間の想定とか、移転規模の想定とか、世帯数とかいろいろその辺について協議するようになっております。そして平成25年につきましては、受け入れ自治体などの方針の取りまとめ、そして建設に入り、平成26年から入居ということでのご説明をいただいているところであります。

続きまして、政府基準によらない線量水準関係でございます。まず基本的な考え方でございますが、政府基準によらない線量と当町で固めておりますのは、現時点でも空間線量年間20ミリシーベルトのスタンスはとっておりません。地域としては、その数字での議論を許容することができないとの問題意識をもって今回の計画策定をしたところであります。

私ども町といたしまして、最終的には目指すのは本来の空間線量ということで、政府の年間20ミリシーベルトに対しましては、町としては最終的には1ミリシーベルト以下を目指すということできたところであります。

そのうえで、年間1ミリシーベルト以下の実現を目指すことを行うにあたりましては、委員の中からも多くの話がありました。要するに年間ではなくて、毎時でなれば、なかなか実感がわかないの

ではないかという話がありました。そういうことで毎時の計算に踏み切った経緯がございます。この計画の中で、被曝線量が年間1ミリシーベルト以下としている考え方なのですが、追加被曝としては0.19マイクロシーベルトなりまして、もともとの平均的な放射線量の0.04マイクロシーベルトを加えた空間線量として合計0.23マイクロシーベルト。これは国のほうで示している基準であります、そういうことを使った内容となっております。

0.19マイクロシーベルトプラス0.04マイクロシーベルトを加えて1という数字になった経緯がございます。

○議長（吉田数博君） 2番。

○2番（山崎博文君） 再質問ということで、絞って質問いたします。子供達の教育環境の充実ということで、低線量化とか除染にあたって、教育環境が整備されれば開校を目指すという認識でよろしいのかどうか、これを確認したいと思います。それと、今の町外コミュニティに関してですが、内容がいまいち答弁がわからなかったのですが、結局、町側の短期では平成26年3月には入居する、させる、そういう意味でよろしいのかどうか。というのは、町民の皆さんは特に仮設の劣悪な環境の皆さんは、一日も早く住みたいわけですから、移動したい。そういう中で、例えば平成26年3月と限定した中で夢を与えて現実的な問題になったときに、実は1年伸びましたとかというのでは、裏切るようなことになるのではないかと思います。もう一度この点をご質問したいと思います。

最後に毎時の話で、実は私も自然からの線量が0.04マイクロシーベルトで、原発事故による被曝線量が0.19マイクロシーベルトと。これは重々分かっております。ただ（1）のタイトル。あともう1点、町民との議会懇談会では、年間1ミリシーベルトというのは、毎時で、議会では単純に屋外屋内に問わず計算すれば0.11マイクロシーベルトだということは、町民の皆さんにも申し上げた経過がありますから、これは私は独自の線量かなと思っております。

ただ、現状を踏まえれば、0.11マイクロシーベルトもなかなか厳しいのかなという環境の中で、（1）のタイトルが、「政府基準によらない」と書いてあるのですが、まるっきりこれは政府基準に追随した線量ではないかと思うものですから、そういう質問をしたわけですけども、もう一度この点についてお伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） ただいま環境が整えれば学校再開を目指すということかというおたがしでございますが、そのとおりでございます。

ただ、そのためにも体制はきちんと組まないといけないということで、国、県教委などにも、そのための人的な配置をきちんとしてくれということで要求をしております。ただし、先ほどもお答えしましたが、今後の推移ということもございますので、その必要があった場合には、またいろいろ検討しまして、議会にも当然報告しながら、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） それでは再質問にお答えを申し上げます。

町外コミュニティなのですが、平成26年3月から順次入居させていくということでございます。

次に、放射線関係なのですが、政府基準によらないものということと合わないのではないかとということではありますが、先ほど一番先に基本的な考え方の中で申し上げましたとおり、国のほうでは、要するに20ミリシーベルトのスタンスを崩していないというところでの意味合いでございます。

さらに、空間線量の換算なのですが、計算の仕方といたしまして、1日のうち屋外に8時間、屋外に16時間滞在ということでの数字でございます。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） それでは、ご質問させていただきます。

ずらっと改めて復興計画を読ませていただきました。最大の特徴は、被災者、町民一人ひとりの生活再建に向けて全力を尽くすということが一つ。それから今回の原発事故は、安全神話を含めて当然国の責任であったということを明確にしていると。そして生活再建のために町民の被った損害を全面的とは書いておりませんが、賠償させる。このことを復興計画の中にもきちんと明記されているということで、私はしっかりと基本を押さえた復興計画になっていると思います。

一言付け加えれば、非常に総合的なものになっていて、逆にこの復興計画でしぼられる部分が出てくるのではないかと、そういう心配すらしているわけですが、いずれにしても状況の変化に応じて復興計画を見直すと、今回は第一次ということを確認にしているということも非常に大事な中身であると思います。

その上でなんですが、訂正を求めるところから質問いたします。

計画編の19ページ、除染の考え方について1行目、年間1ミリシーベルト以下を目標に除染するということですが、いまほど議論になりましたが、施策の103ページでは追加被ばく年間、年間追加被

ばくと正確に答弁をされております。そういう点から言えば、計画編19ページ、この表現についても正確に「年間追加被ばく」、「追加被ばく年間」と訂正をしていくべきではないかというのが第1点。

それから第2点。21ページ、震災から3年後の展望。ここで平成24年中になされた区域の見直しにおいてということで、現時点では区域見直しは、きょうの新聞報道では、原子力災害対策現地本部がきのう町長のほうに区域再編を示したという状況であります。そのところで、過去形にするというのは、まだ時期尚早ではないのかと思います。したがって、訂正の検討を望みたいと思います。

それから、中身に入ります。上程された復興計画についてであります。今ほども申し上げましたが、区域再編と5年間は戻れないという立場を浪江町はとるということを、町長もいろんな場所で発言をされているわけですが、この復興計画自体は、現在議案として審議をされております。そのうえで、町民の生活再建と区域再編の問題は一体のものです。正当な賠償を求めるためにも、区域再編と5年間戻れないというものについても一体のものです。したがって、この区域再編と「戻れない宣言」についても、復興計画と一体のものであると私は理解をしているわけですが、まだ区域再編は、示されていないけれども、いずれその時期が来たときに、復興計画と一体のものだという認識のもとに、議案として取り扱うものではないかと考えますが、町長の認識を質すものであります。

計画編の31ページ、中長期のところ、医療・福祉事業の再開支援、受け入れ自治体施設の利用、あるいは介護予防健康教室、町民サロン、放課後児童クラブ、医療機関との連携となっておりますが、仮設入居者の災害ストレスによる健康悪化、病気の進行、待機者の急増という点からいけば、こういう施策については、私は短期的な課題として取り組んでいく必要があるのではないかと。直面する課題ではないかと思っております。このことについてどういう認識なのか。復興計画との関係でお答えをいただきたいと思っております。

それから、計画編の27ページ、働く場の確保というところがありまして、就労支援、事業再開支援ということがあります。正直実態としては、非常に遅れていると私は考えております。浪江町が行った町民アンケート。その7ページ、8ページにも書いてありますが、被災町民の就労状況。震災前は無職が29.1%です。ところが、このアンケートによれば49.6%、20%強の増加であります。こういう状況であります。

それから、いま一つは事業再開についてであります。浪江町商工会の実態を、産業建設常任委員会として聞き取り調査を行いまし

た。皆さん手元に資料がないかもしれませんが、会員数616のうち、事業再開したのは159。四捨五入しても26%、分かりやすく言えば4分の1ということであります。ほかの町村実態は、まだ調べておりませんが、町商工会事務局長の説明では双葉郡内では浪江町の特徴として小売業が多いということで、事業再開がほかの町村とも比べて遅れているということであります。

という現状を踏まえて、就労機会の促進、あるいは事業再開の促進、そのための支援の直面する課題として取り組みを強化する必要がある。町当局の見解をお示ししていただきたいと思えます。

それから町外コミュニティ、私は分かりやすい言葉として「仮の町」とよく使わせていただいておりますが、復興計画ではあくまでも町外コミュニティということになります。このことについては、いろんなところで書かれておりますが、計画編の17ページ、あるいは43ページから45ページに示されております。

そこで、「希望される多くの方の集住」ということが計画編の45ページに書かれております。このことに関わって端的にお尋ねいたします。

町長は、福島市で8日に開かれた日本災害復興学会で、こういうふうな発言をされているようです。町外コミュニティの災害公営住宅を1つの受け入れ自治体の中で、複数箇所において建設する分散型を選択する方針を示したわけです。その考え方の背景として続けて報道されておりますが、馬場町長は仮の町について、「避難先と連携し、町民が地域にとけ込むような形で整備したい。」したがって分散型を採用する考え。このことについても、分散型か集約型かということについては意見が分かれているということは町長もおわかりだと思えます。しかし、ある意味では復興学会で、一般に公開されたその場所で町長がこういう見解を示しております。

商工会の方の一つの意見としては、事業再開をするには経済性を考えれば、集約型という選択も考えてほしいという意見もあることはご承知だと思います。これに関して町長はどのような判断をなされるのかお尋ねをしておきます。

それから、放射能と除染の問題についてお尋ねいたします。計画編の21ページ、「除染に着手」ということであります。その後もいろんなところから出されておりますが、短期については震災より3年、中期については震災より6年、長期については震災より10年というスタンスであります。

そこで環境省は、9月29日の福島民報新聞であります。富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、除染目標期限先送りという環境省の見解

を報道しております。これは間違いのない環境省の見解であります。そこで、浪江町が計画している除染計画と、環境省の除染計画について合致しているのかどうか。どういうふうに判断されるのかということについてお聞きいたします。

それから、賠償問題についてお尋ねいたします。計画編の9ページ、先ほども申し上げましたけれども、原発事故は根拠のない安全神話、国と東電の責任を明確にしておく必要があるということが示されております。その上で、賠償問題については、施策編の22ページ、課題解決のための取組みということで示されております。施策編の23ページに書いてあります。賠償に関する情報の集約と周知の徹底、実績集の作成、中間指針・東電基準、紛争解決センターの総括基準の比較表作成、モデルケースによる試算表の作成、財物賠償の町の説明、これは22日から開催されるということですが、こういう具体的な町民にとっては非常に有り難い対応を考えているということではありますが、現実には起きていることはどうかということ、ADRに申し立てしても、今なお和解に至っていないという問題や、あるいは単身世帯に対する精神的損害賠償の打ち切り、これは私は直接相談を受けております。被災町民にとっては深刻な問題がぞろぞろ出てきております。

一方では、精神的損害賠償について、区域再編しなくても1年分についての包括請求を認めるということで、ある意味では分断作戦にも出てきておりますが、町民としてはここに書かれてある取り組みを一日も早く示してほしいということでもあります。私もそう考えております。

そこで、これらに対する現時点での進捗状況について、きょう議案にかかったばかりだと、これからだと答弁されればそれまでなのですが、しかし現実には賠償が始まって1年5カ月が過ぎるわけですから、これらに対する進捗状況、問題や課題についても把握されていると思います。そのことについてお答えいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君）　ここで、答弁調整のため暫時休議をいたします。
（午前10時44分）

○議長（吉田数博君）　再開いたします。
（午前10時48分）

○議長（吉田数博君）　答弁、復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君）　それではお答え申し上げます。

訂正を求める案件だったんですが、19ページの表現のところでございますが、年間1ミリシーベルト以下を目標に除染の文言中で、端的な表現の意味合いで1ミリシーベルトという記載をしたところでもあります。ただ、具体的な事項については追加被ばく線量ということで明記したところがございますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

続きまして、21ページの展望の中なんですが、これはあくまでも震災から3年後の展望ということで3年後ということで展望を示したことでの表現になっておりますので、そういうことで平成24年中になされたという表現をしたところでもあります。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 区域再編と復興計画の整合性でありますけれども、これは復興検討委員会の皆さんが、第7回にわたって計画をつくっていただきました。そういう中で、やはり政府のいう区域の再編をしないと、例えば賠償協議に入らないとか、一つ、何かちよつと脅かしのものがあります。そういうことで、ずっと今まで協議をしてまいりました。そういう状況の中で、大筋としては再編をして、そして賠償の問題あるいは生活再建の問題を、これから個別的に協議をしていく。そういう状況に入っています。

したがって、この復興計画の3年間の中が非常に重要な状況になってくると認識しておりますので、その整合性はあると思っております。

それから、復興学会での発言でありますけれども、やはり避難を受け入れてくる自治体、そういうことの実態もありません。その中で、やはりある市においては、いわゆる市民と交流して密着したお付き合いといいますか、そういうものをしていただくために私どもの市では分散型をしていただきたいと思いますという市もございます。

それから、集約型でやってもいいですよというような市町村の受け入れ先もあります。しかしながら、そういうような条件を満たしていく条件というのは、かなり狭められているような状況になってきます。例えば集約型ですと、広大な土地が必要になってきて、新たな県内に多くの面積を有し、そしてアクセスが便利なところという条件になってきますと、非常に難しい局面が出てくるのではないかとことです。したがって、分散型にすれば今までの避難先の公共施設、あるいはいろんな病院とか福祉サービス機関とか、そういうものを利用できる。申すならば、すぐに我々の生活基盤ができるということだと思っております。そういうことで、私は学会の中でやはり

分散型が望ましいのではないかという話をさせていただきました。

ここで、やっぱり問題なのは、皆さん町民の皆さん方の絆、それから地域ごとの繋がりを大切に、でき得れば旧地区ですか。今49行政区がありますけれども、その行政区がある程度まとまった中でコンパクトな分散型の町外コミュニティを形成してまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは31ページの短期的な課題の対応はということでございますが、これにつきましては現在も福祉事業者の災害支援、それから受け入れ自治体施設の利用を現在もさせていただいているような状況でございます。

さらには、各仮設のほうもサポートセンターを立ち上げまして、デイサービスを含め、介護予防につとめているところでございます。

しかしながら、町外のコミュニティへのスムーズな移行というのがこれからの課題でございます。当然5年、10年と長期的に避難生活になるのかと考えております。そのためには、今の短期の中身でやっている事業をさらに拡大していくということでございまして、中期、長期の基本的事業ということでございます。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（高倉敏勝君） 商工関係については、前にもご報告したと思いますが、中小機構を利用して事業を再開する方、それから仮店舗の方、さまざまございます。現在も南相馬市に事業を再開したいという方、それから福島市に再開したいという方で私どものほうで当該市町と話し合いを進めているところもございます。なかなか事業再開については、資金等の問題もございまして難しいものがありますが、継続してできるだけ事業を再開できるように、進めていきたいと思っております。

それから、賠償の問題でございますが、現在まだ着手しておる状態ではございませんが、我々の手元にある資料、それから国、ADR等の調査を重ねて、早急に説明できるようにしたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 災害対策課長補佐。

○災害対策課長補佐（宇佐見和美君） ご質問についてお答えいたします。除染の国と町の関係ということでありますが、現時点で国のほうの考えは、まだ町の方で計画策定は進めておりませんので進んでいない。国としては、平成25年度までに計画に基づく除染を概ね完了させることができれば、平成25年度末までには計画に基づく除染を概ね完了させることが可能ではあるということですが、現

在半減期の見直しとかがありまして、除染の場所についてははっきりしておりません。されど、除染の事前調査ということで、20ミリシーベルト以下の場合の除染地域については現在調査中でありませぬ。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 年間1ミリシーベルトという表現、別なところでは追加被ばく年間1ミリシーベルトとなっているので、正確にすべきだというのが私の意見でありますけれども、基本的な考え方としては、町としての考え方は、年間追加被ばく1ミリシーベルトということについては、揺るぎない考えだということなので、それは了とします。

しかし、町民がこれを見たときに、誤解、疑問視するというのもあると思うので、町民に何らかの形で正確に伝わるような方法を考えていただきたい。そうされるかどうかお答えをいただきたい。

それから、区域再編が平成24年になされたというのは、いわゆる3年の短期計画の中身の問題であってということですので、これは了解いたしました。

それから、区域再編と復興計画、あわせて申し上げたことは、発災から6年は戻れないということも、浪江町として明確に宣言するというのも、まだ議会として、そのことが正式に議論はされておられませんけれども、共通の認識になっている問題です。そういう意味で、私は復興計画と区域再編の問題。5年間戻れないという課題については、賠償に格差を持ち込まない。あるいは町民の生活再建のためにさまざまな角度から賠償の問題と一体的に取り組むという姿勢が明らかかなわけでありませぬから、整合性の問題ではなくて、区域再編と戻れない宣言の問題は、議決案件として議会に示すべきではないかというお尋ねをしたわけですね。改めて町の考え方をお尋ねします。

それから、分散型、集約型ということですが、町長の考え方については繰り返しませぬけれども、10月9日の福島民報に報道された中身があるということも今改めて再確認できたわけでありませぬ。

その上で、私は受け入れ自治体にお世話になるという意味では、さまざまな制約、さまざまな条件があるということにはわかりませぬ。その上でなんだけれども、町民が地域に溶け込むような形で仮の町、いわゆる町外コミュニティを整備するということになると思うんですね。言ってみれば、大きな意味で「地域コミュニティも地域の文化も歴史も伝統も、継続できないんではないか。」と、そういう心配をしているわけでありませぬ。さらにこれを商工業者の事業再開を求

める関係で言えば、分散型、地域に溶け込むということになれば、いくらいろんな制度で、あるいは町独自の取り組みで事業再開を支援するといっても、結果として、それは整合性がなくなるという問題を心配しているわけであります。どういう形で町外コミュニティを作るかということは全く初めての経験なので難しいことだとは思いますが、基本的には町民一人ひとりの生活再建に全力を尽くすと。あるいは事業者の再開支援を強めるということであれば、集約型あるいは集中型についても、選択肢の一つとして持っていないと、町民としては、あるいは事業者としては将来的には事業再開は無理なのかなということ、いくら立派な復興計画をつくったとしても、内実が伴わないことになると。距離が生まれると戻らない人が出てくるということになるのではないかという心配をするわけであります。

そういう意味で、改めて分散型、集約型について、幅を持たせた取り組みが必要ではないかということについて、再度質問いたします。

それから、介護予防、健康体操教室、町民サロン、医療機関との連携、一体的なものとして取り組んでいくということについては、今もやっているし、中長期的な課題でもあると。方向としては私わかります。

今度別な角度から。これは町長にお答えいただきたいんですけども、今、県政の大きな問題として、県民健康管理調査の秘密会の問題が問題になっております。9月議会で、町民の甲状腺検査の結果についてお尋ねしましたところ、町民246名中18歳以下の甲状腺検査を受けた人達で、A2判定が91人、B判定が2人、一般質問での答弁は、仮設津島診療所での検査結果だということでありますけれども、県の検査においても、多分これに近いものがあるのではないかと。したがって、少なくとも新聞に報道されているような町民、県民の健康管理の対応のあり方、あるいは検討会の運営のあり方では、その結果そのものが信用できないと私はいっても過言ではない。したがって、医療機関との連携あるいは浪江独自の情報の管理と分析の立場から、町民の命と健康を守ることにしても、しっかり取り組みをして、県政の問題ではあるけれども、現場からの声として是正を求める必要があると思います。極めて重要な復興計画の中身になってくるのではないかというふうに考えるものであります。お答えください。

それから、事業再開の問題に関して、実際はこれも私が直接経験したものであります。今年の4月始めに、二本松市、福島市、松川

周辺も含め土地を確保してもらいたい。そこで事業再開したいということで要望しました。事業者と一緒に要望しました。最終的に、やっぱり無理だったという返事が来たのが9月末であります。半年かかっている返事なんです。それは担当課としては、精一杯取り組まれたと思います。だけれども、事業再開したいということで、いろんな制度を使って、そのきっかけをつかもうとしたにもかかわらず、6カ月待ってゼロ回答という実態が現実には起きているわけでありませぬ。

しかも、10月1日に県で改めて中小企業事業再開支援ということで10月1日受付で、11月30日締め切りという制度の通知を出しました。避難してきて土地を見つける。資金繰りをどうするという事まで考えれば、1カ月、2カ月でできますか。これがいろんな制度を活用して、事業再開支援しますということの背景にそういう現実の問題があるということをしつかり認識をいただきたい。その上で、先ほどもいろんなデータを使って就労の問題、あるいは事業再開の遅々として進まない問題について指摘をしましたがけれども、復興計画で短期だから3年間でというわけにはいかないということもしっかりと受け止めていただいて、具体的に、体制強化も含めてどういう取り組みをしていくおつもりなのか。復興計画では、そのことに対してどういう形で示されているのかお示しいただきたい。

それから町外コミュニティの問題で、災害公営住宅の問題でお尋ねいたします。実は10月2日に山古志に行ってきました。福島県の災害公営住宅の建設計画については、2番議員が先ほどお尋ねしたと思います。また、避難している人達がどういう希望するのか。需要と供給の問題はこれからということになりますけれども、少なくとも災害公営住宅の建設計画が、地域も含めて示されました。私は山古志に行っていくつか感心したことがあります。一つだけ申し上げます。山古志としては、冬4メートルの雪が降るという地域でもありますけれども、災害公営住宅のモデルを作ったんです。それを見てもらって、これでどうですか。それにしても200戸、全体の2割が離村したと言っておりましたけれども、住民としては、はい、どこどこに造りましたよ、造りますよということではなくて、高齢者も多いということから考えても、山古志でやったような基本的には1階で生活できる設計も必要ではないか。町外コミュニティと災害公営住宅の建設の進め方について。モデル住宅をつくって、町民の納得を得ながら事業を進めていく必要があるのではないか。それは県の事業だと、国の事業だということで突き放される。被災者の住環境の改善、生活再建のためにせっぱ詰まった問題であります。

どうされるかお答えください。

○議長（吉田数博君） 20番、思いは十分理解いたしますが、復興計画についてのものがございますので、簡潔に質問をお願いいたします。

○20番（馬場 績君） わかりました。それでは、除染に対してお尋ねいたします。先ほど答弁がありましたけれども、私は除染なくしてふるさとの再生なしというのが浪江町議会の共通認識であります。そういう角度から町に対しても議会として復興再生計画を示したということは町長もおわかりのとおりであります。

そこで問題なんです、問題は土壌汚染と水の汚染です。これは今年8月22日の民友新聞でありますけれども、第一次調査と第二次調査出ていますけれども、浪江町にプルトニウムが降ったという報道がなされました。これは文部科学省の調査結果を示しての報道であります。

したがって、除染をして帰町できる環境整備をするということになった場合、一番の問題は水と土壌だと。その点での詳細調査をやっているのか。端的に聞きますけれども、この復興計画には、土壌汚染に対する解決の取り組みの考え方については、ちょっと私の調べた限りでは、見当たらないわけですが、土壌汚染に対する除染の取り組みをどうなされるのか、お答えいただきたいと思えます。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 町外コミュニティの分散型か集約型かという再質問にお答えいたしますけれども、議員おただしのとおり、やっぱり町民の人が皆さん去年の3.11以前に戻ったような形で、にぎわいを出せるようなコミュニティを作っていきたいと思っています。この集約型のところでいえば、受け入れ先でもございました。私どもでは土地、それからいろんな形で支援していきますということもお話しされた自治体もありますけれども、その辺は地域によって、例えばこの復興計画の中ではいわゆる浜通りに2カ所、それから中通りに1カ所というような計画の素案が示されています。そういうことを踏まえて、どうしても受け入れ先が分散型でないにだめだということであれば、これは若干無理なところもあると思えます。集約型でやれるという地域によれば、それは集約型でもいいような感じはいたします。ただ、原則として受け入れる先のことでも尊重しながら、我々国とそれから県と避難先、そして私ども自治体で4者の個別協議がこれから始まっていきますので、そういう形で議論をしていきたいと考えております。

それから、県の健康管理の検討委員会、非常にずさんな状況の中

で、特に私どもに心配されているSPEEDIの非公開問題まで議論をしないようにというようなイメージとしてそういうことをやっているというのは、初めに結論ありきというやり方ではないかと思っ
て非常に不満に思っています。菅野保健福祉部長から電話が来て、大変申し訳なかったというような話がありました。電話で申し訳ない
のではなくて、私達の役場に全部調査をしたものを書類として精査したものを
持ってきてください。それから話に応じますということで電話は切りました。そういうことで、まだ県議会の調査がきのうで終わったんですかね。そういう形の中で、近々私のほうに見えますので、それを調査をしていただくというふうに考えております。

それから、災害公営住宅について、議員は山古志村の住宅を見てきた。私は相馬のほうの長屋式の公営住宅を見てまいりました。そういうような皆さんが交流を深めて、そして高齢者向きの長屋式の住宅、住居を構えられてますのでそういういろんなモデルを研究して、そしてできれば皆さん方が入れるような状況になったときに、前もってそういう環境のいい住居改善、住宅建設というものやっていきたいと考えております。

あとは、担当のほうから答弁いたします。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） 議員おただしの1番目の年間1ミリシーベルトの表現のことなんですが、追加被ばく線量としっかりとしたことで周知をしていく考えでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉田数博君） 災害対策課長補佐。

○災害対策課長補佐（宇佐見和美君） 先ほど区域再編については、議会の承認が必要ではないかということでありましたが、これは今後協議していききたいと思ひます。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（高倉敏勝君） 商工の事業再開でございますが、長くなったことはお詫び申し上げます。

今後については、今回の施策編の中の46、47ページに、それぞれ課題、それからとるべき対策等について記載されておりますが、これらをもう一度確認しながら進めていきたいと思ひます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、副町長。

○副町長（檜野照行君） 除染の中で、土の除染についてどう考えているのかということですが、これについては今、環境再生事務所と具体的に浪江町における除染の話を進めております。その中で、議員がおただしのとおり、今まで国からマスコミ等の情報も含めて

出てくる情報は、非常に我々にとっては不安になるような情報が出されていることも実際です。私どもとしては、実際に生きた町民を安心して戻すという前提で除染の打ち合わせをしておりますので、浪江の実態、地形とか、それから2つの川が流れてきてそういうようなものをどんどんと土と一緒に流して河口に集めてくるとか。それから浪江の地形的なもの、それから山の形状。例えば泉田川と高瀬川を見てみても、高瀬川は高瀬川溪谷と言われるような岩山が切り立っているような状況です。ですから、それぞれに除染の仕方については、我々の地域にあった、そして我々が納得できるようなものやっていたとすることで、今具体的に打ち合わせをしておりますので、そのような考え方で、除染についてもしっかりと我々は安心できるような姿になれるような方法を求めて、現実的には今、警戒区域の中の除染については、国がすべて責任を持ってやると言われておりますので、それについて、我々は責任を持ってもらうということと、実際に誰が除染をしたほうがいいのかというのは実際は違いますよねというところまで突っ込んで話をしています。

ですから、具体的には土の話になりますと、農地の土壌汚染が非常に我々にとっては心配なわけですから、それらについては実際に営々と浪江町で耕作をしている人達が、一番土壌の性格であり性質であり、わかっているので、そういう考えも含めながら、しっかりと取り組んでいきたいと考えてやっております。よろしくお願ひします。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 最後ですので、確認をしながら進めてまいります。町内コミュニティについては3カ所と書かれてあります。しかし、私は3カ所ということと、避難の実態からするといかがなものかと考えます。ぜひ検討していただきたいと思ひます。

例えば、福島には福島市、川俣町、桑折町含めて4,320人、郡山方部には須賀川市、白河市、西郷村含めると2,200人、いわき市については2,100人、二本松については、本宮市、大玉村を含めると3,449人、南相馬市は相馬市も含めると1,358人が8月31日現在の浪江町広報の避難実態ということからすると、3カ所ということでも果たしていいのかどうか。この避難の実態に合わせて、町外コミュニティの箇所の設定も幅を持たせる必要があるのではないかと。

それから、分散型か集約型かについては、要するにそれも含めてというのは、集約型も含めて地域コミュニティを大事にできる町外コミュニティを作っていくということだから、集約型を希望してい

る町村もあるわけですから、それも含めて政策判断の一つと受け止めてよろしいかどうか。私はやっぱりそうすべきではないかと考えるわけです。

それから、県の健康管理調査の問題でありますけれども、町長もご存じのように、9月11日に環境省から、環境省の部長が新たに検討委員会のメンバーに入っているんです。したがって、私は浪江町の被ばくの現状からいうと、甲状腺検査の結果から考えた場合、浪江町とはいわないけれども、県の検討委員会に、いわゆる被災、被ばく自治体、現場から検討委員を送るべきではないか。県が来るということですからそれを求められるかどうかお答えください。

それから、就労確保、事業再開については、非常に深刻な問題です。今までの取り組みではだめだと。担当課長を責めるつもりはさらさらありません。これが今日までの国、県あるいは町も含めた現状だと。そのことに町民は、やっぱりうつつとしてしているということですから、復興計画を少しでも充実したものに、町民の立場に立ったものにしていくために、就労機会の確保、事業再開について、さらなる周知を求めています。答弁はいりません。

それから、モデル住宅についてなんですが、要するに町長の答弁としては、モデル住宅も造るという考えだということによろしいですか。そういう立場で国、県と協議をすると。そこを明確にお答えください。

それから、除染の問題については、副町長がお答えになりましたけれども、国自体が誠意を持った取り組みをしていない。さまざまな問題を抱えていて前に進まないという。その意味で、私はやっぱり水と土壌についてももしっかり調査をして情報を開示すべきだと。議会と町民に情報は開示することを求めます。

最後、賠償の問題です。これは町長に答弁を求めますが、実は7月13日付で浪江町議会が東電に対して質問したことに対して、広瀬社長名で回答がありました。いくつも問題ありますけれども、復興計画との関係で、一つお尋ねします。自治体の税収減に対する賠償を求めた浪江町議会の再質問に対する回答の中身であります。一言でいいます。課税権が、徴税権がある、条例でそれはできることになっているというのが自治体だと。しかし、被災で税収が落ち込んだということに対しては、期待権が損なわれたに留まるものであり、「賠償の対象とはならない。」こういう答弁なんです。加害者としての誠意と責任ある態度だと思いますか。自治体の長として、税収も含めて、原発避難のために被った莫大な行政経費について、きちり請求すると。これは議会に対する答弁となりますから、議会と

しての対応も求められておりますけれども、町に対する回答でもあると受け止めていただいて、町として現状打開のために、復興計画に文字通り魂を入れるためにどういう取り組みを進めていくおつもりなのか。最後にお尋ねして、私の質問を終わります。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 町外コミュニティの再々質問にお答えいたします。

これから先ほども話が出ましたように、10月22日から18会場で町民の方々に、復興計画の説明会、そして国、東京電力で賠償の問題、それから区域の見直しの説明会が開催されます。そういう状況を見て、町民の方と接する機会が多くなりますので、そのコミュニティの件については、よくお話を聞いていきたいと考えてます。それは3カ所でいいのか、それから集約型でいいのか。先ほども答弁いたしましたように、やっぱり受け入れ先の実情もございますので、そこはよく相談をしていきたいと考えてます。

それから、現場から医療の健康管理委員会の方に、私ども、被ばくした人から委員として抜擢していただきたいという話がありました。これは話はしたいと思えます。ただ、受け入れるのかどうかわかりませんが、話だけは一応提案したいと思えます。

それから、モデル住宅の件ですが、これは県で整備計画をモデルで実施するという形になっています。ですから、私どももそれにエントリーをして、浪江町でのモデルというものを作っていきたいと考えております。

それから、賠償問題でありますけれども、これは非常に微妙な形になってきました。本当に誰が加害者で誰が被害者かわからなくなってきました。また目線が高くなってきて、支払いするところをぎゅっと絞って支払を渋ってきたんですね。非常に時間が経つと共に、本当にわからない状況になってきました。したがって、私どももまた意を強くしながら、賠償を強く要請していきたいと思っております。後ほど公共下水道の補正予算の賠償の問題のところも出てきていますので、議案として出ておりますので、よろしくご理解いただきたいと考えております。

賠償の問題については、いずれにしても東京電力には強く要求、要請をしていきたいと考えてます。

○議長（吉田数博君） 副町長。

○副町長（檜野照行君） 先ほどの土と水の汚染状況の計測データの公表ですが、これはしっかりと求めてまいりますし、そのようにしたいと思えます。

なお、先日ですが、浪江に係る河川の河床の土壌の汚染状況については公表されております。随時これらをやっていただいて、出たものはどんどんと公表してもらおうというふうにしっかりと取り組んでいきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 暫時休議いたします。
(午前 1 1 時 3 3 分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午前 1 1 時 3 3 分)

○議長（吉田数博君） ここで11時45分まで休憩をいたします。
(午前 1 1 時 3 3 分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午前 1 1 時 4 5 分)

○議長（吉田数博君） ここで町長より発言を求められておりますのでこれを許します。
答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 20番議員の再々質問の賠償関係について、発言の訂正をお願いいたします。この中で、平成24年度の公共下水道事業特別会計補正予算に賠償の金額を計上したということは間違いでございますので、発言の訂正をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） これより質疑を続けます。
19番。

○19番（佐々木英夫君） 浪江町復興計画について伺います。せっかく作った資料ですから、これを見てチェックをしておきたいと思ったものですから、計画編によりますと18ページ、ふるさと再生を取り巻く現状について。ここで仮置き場、中間貯蔵、山林除染ということで、除染についてお伺いしたいと思っております。これを見ますと、次に施策編であります100ページによりますと、除染について地域に設置した住民への配慮が不可欠ですが、そのシステムが不十分だと。それから、最終処分場が確保されないために、除染が進められないということを書いてあるんです。確かに決定しないことには、最終処分場が決まらないうちは何事も前に進まないということはおわかりです。そこで、浪江町のまず一番先にぶつかってくるのは仮置

き場の場所だと思います。その場所について、住民の理解が得られるのかというのが一つ。

それから、中間貯蔵は先の話ですけれども、なかなかそれも難しい。まして今、国では最終処分場を栃木県のほうなんて言っておりますが、相当の反発をくらって今足止めしている状況です。これらはなかなか難しいと思います。そして浪江町も仮置き場についても、1カ所だけでは済まなくなってくる。それはなぜかといいますと、今、南部衛生センターが川内村、それから広野町、楡葉町の住民の一般家庭ごみだけで仮置き場がもういっぱいになって、何とかほかの町村で分担してくれないかなんていう話もあるわけです。そこで、我々としては、貴重な平成29年だと。ここからもう住民が開拓すると一般家庭ごみも出てきますし、それから山林なり、周りの土地から出てくる仮置き場の場所がいっぱいになってくるということを想像されます。ということは、町は、そういうことまで想定して考えられたのかどうかお伺いするものであります。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 確かに、議員がおただしのとおり、仮置き場の場所の選定、非常に難しいところがありますけれども、ただ、今の区長会との連携をとりながら、いろいろと話をさせていただいております。確かに、ものすごい膨大な量になることは間違いありません。そういうことで、今、環境省のほうとしては、前はいわゆる仮設の焼却炉を、いわゆる中間貯蔵施設と管理型の産業廃棄物の処理場の建設予定地を除いて設置していただきたいということで、ですから私も浪江町が一つとして仮設の焼却炉があたる可能性があります。

しかし最近では、環境省では一つの自治体に一つずつ作っていただきたいという要請がございます。その仮設の焼却炉と合わせて減容化を図っていくために、いわゆる減容施設の設置をしながら出るごみの量を減らして、そしてできるだけ仮置き場が満杯にならないようにしながら、中間貯蔵施設に運び込んでいくというような手法もこれからとっていきたいと思います。ただ、議員おただしのとおり、最終処分場もまだ決まらない。あるいは中間貯蔵施設も足踏みをしている状態だということで、かなり困難なところはあると思いますけれども、やっぱりそれがなければ、できなければ除染も進まないということになりますので、ぜひこれが見直しをしながらでもとにかくやっていかななくてはならないと考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） いずれにしても、一般家庭ごみ分も含めて、まして放射能が高い、線量の多いものについては、余計処分に困ってくるが出てくるのではないか。

今、現実に南部衛生センターはいっぱいで、各首長さんに何とかしてもらおうかという分散型を考えているようですが、これもこれからの話ですけれども、いずれそういう我々浪江町にも課せられてくると解釈いたします。

仮置き場にしても、現在浪江町が工事として上げてくるところが、住民が住んでなければいいな。また、住民あたりからクレームつけたりなんかするとだんだん難しくなってくる。先ほど、減容化を考えながらということですから、これは当然あるべきだと思います。しかる場所を、候補地なども考えたときに、そういう周りに住宅のないところなどということは見つけられるのかどうか。その辺お聞きしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 副町長。

○副町長（檜野照行君） 仮置き場についてですが、実は先日来、区長さん方を浪江のモデル事業で実際に仮置き場が設置されています。それらを実は見ていただいて、区長さん方どうですか。そうすると、区長さん方からこんな点をやってもらったら安心できるようなことを実は意見を聞きながら、それを再生事務所に伝えて、それを今その改善をしてもらって、またそれを見てもらってということを繰り返しながら、基本的には除染はやらないと全く何もできませんので、除染をやるためにはどうしてもそういうのが出てくるのはみんな納得するしかない。そういう意味で、区長さん方を現地まで連れて行って見せるというのは、基本的には行政区ごとに、その行政区を除染するとすれば、そこに仮置き場を設置していかないと、結局自分のところにいらぬという話になってしまうと、全体が進まなくなりますので、そういう考え方で今、町は考えて、その手立てを説明会等含めながら、順次進めていくという考え方でやろうと思っています。

ですから、これはいくら困難でも乗り越えないと、浪江の復旧には何もスタートできませんので、丁寧にしっかりと現況も見据えながら、それから数値なんかも区長さんを案内したときにも、数値なんかもしっかりと定期的にいわゆる我々に知らせてくれるのかという話もありましたので、それらもしっかりやっていくということで、今後、そんな取り組みをしながら理解を得て一步一步浪江の除染を進めるという考えでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） 最後です。先ほど施策編100ページにある処分に必要な仮置き場、中間貯蔵施設、最終処分場が確保されないため除染が進められないということは、これも含めて。もう一つ、今、副町長が言われた行政区ごとに行くということですが、町、権現堂区域の行政区なんかも含めると、まわりに相当住民の住宅があるんですよね。そういうようなところが受け入れてくれるのか。住民の反対が出てくるような気はいたします。そういう場合に、どのようなことが考えられるのかお伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 副町長。

○副町長（檜野照行君） お答えいたします。まさに今言われたようなことは実際に区長さん方の説明会でも出ていまして、ただし浪江町は、あそこ権現堂であれば空き地は権現堂の中にはそんなにはないんです。先日、役場のところの駐車場のところを仮置き場にしてやっていますけれども、そこからこういうような遮蔽をしたならば、何メートル離れたところでは、実は数値はこのぐらい減衰しちゃうんですよ。そうすると、周りの状況と何ら変わらない数値になっているという実態を説明しながらということをやりながら、やっぱり困難な中でもやってきたということと、それから合併時にあるのは、実は議員もお気づきのとおり、背景があります、課題がありますということをごここに列記しておりますので、これらを踏まえて丁寧に一つ一つ進めようとしていますので、ぜひとも一緒に進めたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） 2、3点。計画編23ページ、ちょうど真ん中です。「長期目標と主要な取り組み」、「しっかりとした姿でふるさとを再生させ、帰町を本格化する」。「しっかりとした姿で」は意味不明。これはしっかりとした姿の職員なのか、町長なのか。後からずっとふるさとを再生させ、帰町とするならば、しっかりとした姿にふるさとを再生させではないかと。この辺。せっかく多くの人が携わって、先ほど町長が答弁したように、本案件ができていますから、そしてその上で議会の議決を経るということ。議会の議決を経ることの重み、多くの人が携わったという重みを、やはりやっていたら、先ほど訂正何か所か出ましたが、きちんとした形でやってほしいと思います。

それから、ちょっとそのあとになりますか。25ページになりますか。四角の文なんです。これは非常に私感動したんですよ。ただ、いらぬ部分があるということです、私の判断では。「上記に掲げたふるさとの姿については、多数の将来像の中の一つの可能性でし

がなく、現時点では決まった将来像などないかもしれません。」まさにそのとおり。「そういった意味では、本計画に記載することはふさわしくないかもしれません。」この1行があることによって、本計画編がすべて私は無駄になってしまうと。ですからそういった意味では、「本計画に記載することはふさわしくないかもしれません。」というのは削除すべきだと思います。それは十分通じます。

「現時点では決まった将来像など無いかもしれません。しかし、決まった将来がなくとも、そしてどんな道をたどることになろうとも、再生に向けてあゆみを進めていかなければ衰退の道をたどることは明白です。国、県、町、そして町民一人ひとりの汗が輝かしい未来を創っていきます。「無駄だ」「不可能だ」と言ってあきらめるのは簡単です。しかし、次世代に「希望あふれるふるさとなみえ」を引き継ぎ、託していくためにも、私たちは歩みを止めてはいけません。」素晴らしい文章だと思いますよ。ですから、この1行は、もし訂正、削除できるのであるかどうかご返答願います。

それから、本題に入ります。4ページ、四角のほうになりますが、町民、行政区・自治会、町民団体、浪江町、事業所、協働ということになっておりますが、本計画編、施策編読んでみても、町民あるいは自治体、町民団体について、どういった汗を流すのか具体的にあまり読み取れないんです。だから、町でつくったものですから遠慮があったのかと思いますが、町民は座して待ってればいいのかということになります。座して待っていて、決して未来は開かれませんが、町民自らある程度、こういったことを町民はしてください。先ほども仮置き場の問題も出ました。そういったところでは、町民の役割というのをきちんと出した方がいいのではないかと。その辺これからの問題としてとらえていただきたいと。この施策編、計画編はどの職員、あるいはそういった方々が頑張ろう、頑張ろうの施策しかないのかなと。やはり町民も今、やっぱり町に貢献したいと考えている方もいらっしゃると思います。そういった方の汗と力と知恵を借りるべきかなと。そういったことがどういったところから出てくるのか。ちょっとつかみづらい面がありましたので、明確にもし今後できるのであればそういったことも含めている。

それから次5ページ、ここが私は非常に重要なんですが、どうもやはり従来どおり、こういった震災を受けて、今全くゼロの状況の中でうごめいている、頑張っている、我々が、官がつくるからかなとも。チェックの部分です。チェックは職員検討会でチェックするということになるんですね。それぞれ実行、チェック、課ごとに進捗状況をやって、それを総括チェックは（仮称）職員検討会となっ

ています。私はここが最大の前例踏襲主義、あるいは横並び主義になるのか。結局職員同士が進捗状況をチェックして、遠慮もあるだろうし、今の段階だったらこういうことは可能かもしれません。しかし、それぞれセクションに入って3分割が解除される。そうすると仕事が始まる課もあるでしょう。そうすると、進捗には差ができるのではないかと思うんです。何か横並びにみんな一緒にやらないのはやらないで、ああ今後頑張らしましょうというのか。やっぱりチェックはここは第三者機関、あるいは町民がしっかりできたのかできてないのか。どうすればいいのか。やはり町民を入れたチェック体制をとらないとかがなものと。そのあとで、学識、町民や有識者との協働ですから、その脇に書いてあるのは。協働による進捗管理ですから。我々議会がなぜあるのかというのはチェックですよ、行政の行き過ぎ。あるいはありとあらゆることをチェックして行くのか。町民の目線に立っているのかチェックする。このチェックは、もう一度知恵を出しあって、どんなようなチェックをするのか。職員だけでやるというのは私は反対であります。そこを検討して欲しいと思いますが、検討できるのかどうか、ご返答願います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 町民の役割ですが、これはやはりもちろん町民の方に協力していただかないと、復興部の目標は達成できませんので、あらゆる計画的な施策に基づいて町民の方に協力をしていただく場面は協力していただくという形で連携強化をしてまいりたいとこのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉田数博君） 檜野副町長。

○副町長（檜野照行君） お答えいたします。23ページの「しっかりとした姿」、25ページの「ふさわしくないかもしれません。」という表現を含めてですが、実は議員がご承知のとおり多くの町民が入った状況の中で手づくりでこの計画を実はつくられています。ここにはコンサルタントとか、外部の者は入っていないんです。補正をいただくときに大学の先生などのメンバーとして入っていただいてやられておりました、文章の表現1つ1つの委員の中から喧々囂々とさかんにやられて、そうやった結果です。

まさに、あとからみても、人によってはこの表現方法変えたほうがいいのかと相も変わらずわかりませんが、いわゆる100名を超すメンバーの1つ1つの想いが1行1行しっかり入っていますので、私たちとしては、それは我々職員がチェックをして文言の訂正をとすることは明らかに誤解されるような部分については議論にありましたが、強く求められてそういう意味ですので、これは今言

われた趣旨も含めて当然同じような趣旨でつくられていますし、意味もそうなっていますので、説明会等でもそういうようなことも含めて説明をさせていただくということで、まさに手づくりの計画というものを町民と一緒に復興に携わっていくということを踏まえれば、町民の想いをしっかりととらえて文章等も含めて尊重したいと実は考えています。

それから、特に問題になる分で5ページの職員チェックの部分は、これは逆に町民の代表、町民の公募の委員会から強く求められて我々はいろんなものを聞きながら、計画に事業の中身だと思えます。書き込んだあと、一生懸命提案をした。実際に行政でやる部分についてはしっかりと自分たちで自己チェックしながら、それらを我々にしっかりと囁々しろと求められたので、それで実は成果を出すときにチェックを基本的に職員がやるという意味ではなく、役場にかかわる部分については、しっかりと役場の職員全体が責任をもってやれという意味で、強く言われて実は書き込まれた部分です。

そしてそのあとの部分で、まさに町民や有識者を交えた組織で共同による計画の振興管理をやるという部分は、我々がしっかりと今後ともあとあと見ていくよということを言われていますので、これは町長から答申をいただいたときに回答いたしておりますが、いわゆる実際につくった皆さんに振興管理をしっかりとお願いしたいし、その都度説明をしながら、情報を出しながら一緒にやりましょうという意味でつくっていますので、確かに言葉の表現いろいろあります。職員の部分形でみると、まさに職員だけが、がんじがらめのチェックするけど、他の人がやられるというと手前味噌ではないかというとらえ方していますが、まったく逆の意味で委員の中から強く求められて書き込まれた部分ですので、ご了解をいただきたいと思えます。

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） 町長のお話はわかります。私も考えというものがあります。チェックはやはり私はいくらかかわった100名近い方々がいらっしゃるといえども、このチェックが職員であれば、多分進捗状況等々も全部バラバラになる状況になると思えます。そうすると自分のセクション以外のところに職員が口を出せるかという、そこまでいく豪傑職員の方はいらっしゃらないと思えます。そうしますとお互い指摘されない人同士がなあなあの中でやりますから、やはり手前味噌になるのかと思えます。決して仲の良いことは悪いことではないです。でも本当の意味で私が求めるチェック、そしてチェックしたあと次にどうするのか。どこが足りないのか、検討と

というのは、なんら職員も信用しないという見方になるかもしれませんが、信用するところとしないところ、やはり第三の機関に任せてきちっとした検証してもらおうというのは、いくら私これは必要ではないかと思うのですが、その辺の状況、それからあとせつかく町長が町民参加について想いがあったのであれば、冒頭なり何なりきちっと明記してやるべきで、ここではそれぞれ知恵や技術、経験、意欲など結集する必要がありますとか、それから理解し信頼し尊重し合う関係、これは人間同士だったらこの文言は必要だと思いますが、物事をやろうとするときに多くの意見がありますから、果たしてこういう人間同士集まって、私どももいろいろ喧嘩ごしの討論をしますが、外に出れば信頼やっております。

ですから、そういった意味で町民一人ひとりが復興、町に帰って震災以前の町に戻すんだという意欲がなければ、上でいくら太鼓を叩いてもなかなか難しいと、それについては参加をさせる。参加をしていただくということが最大であろうと思います。

ですから、本来なら多くの時点でこういったところが町民の皆様のお知恵を拝借したいとか、自治委員会を拝借したいとか、そういったことがあれば良かったのですが、それがほとんど読みとれなかったものですから、そういった質問になりました。ただこれが一字一句1ページから副町長から関わった人たちが全部検討して、本議会で訂正あるいは削除を求めてもそれは叶わないんだということであれば、私もこれ以上は言うことはありません。これだけの膨大なものをまとめていただいて、そのあたりをやっていただいたということは感謝申し上げますから、まさにその通りなのかどうか、一字一句見ることはできないんだということなのかどうか、2番目にお聞きします。

○議長（吉田数博君） 檜野副町長。

○副町長（檜野照行君） お答えします。まさに町の最高の意思決定、本場ですから、ここで訂正かというようなことを私があえて言っているのではなく、今回まさに傷ついた町民が本気になって自分の町に戻るためにはどうするか、今町が問題を抱えていることをどう打破していくか、本気になってやった姿、想いを説明させていただきました。

それから、職員については、実はその中でいろいろ言われたのは、まずはいままでの役場のようなやり方ではだめだという話が出まして、しっかりとまず自己チェックをしろと、自己チェックをしながら本当は全体的な、それでは手前味噌になってしまうので、職員間も全体をそのまま見るような組織をつくって、その中でチェックを

しろという二重にしっかりと高められた状況の中でやっていくと、さらに我々もしっかりとみていくというのが、当然その都度町民にも皆様もしっかりと情報の結果を示しながら、ただ1つ言えることは、今回の計画を実行するという事は、本当に格安で通常の今までの振興計画なんかの進行管理というよりは、このような状態の中で、どう我々がどんどん日々変わっていく状況を書いていくかということが求められます。

それから、今計画編の中についてもいろんな議論を出されましたが、この計画をつくった昨日と今日の状況の中でも、国のアナウンスなどもどんどん変わったり、いろんなこともあります。ですからそれらを踏まえて一次計画という位置づけをしておりますが、その辺については十分に議会の皆さんもしっかりとこの中に追い込みながら進めたいという想いで、町としては取り組みたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） 平行線といいますか、議会の議決というのは重いと思うんです。その前段階でこういったものが作成されたということですから、どうとらえるかどうか、やはり私は今調べて副町長のそれぞれのお話を聞いてもチェックだけは第三者に渡すべき、知恵を絞ってどういったものにするかは別にして、やはりスピード感も必要ですから、それぞれの課で自己チェックをして、そしてみんなその課の役場職員が変わらない顔が集まって、そしてゴヤゴヤしても私は本当の意味で、この復興計画をつくった方々の思いのチェックという意味ではなされていないのではないかと、多分職員の方に万全の信頼をおいた上でのお話だったのですが、果たして職員がそれに応えられるかということであれば、私は難しい部分が多いだろうと、ですからこのチェック体制だけは私は苦言を呈して、変更できるのであれば、今後してほしいということ。知恵を出してよりよい物をつくっていくということには変わりございません。ひとつその辺は頭に入れて、答弁はいりません。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 5番。

○5番（若月芳則君） 1点だけご質問をさせていただきたいと思えます。

計画編の16ページをお開きいただきたい。ここに表題が復興に向けて未だ明確になっていない課題の整理という項目なものですから、まだ決まっていないということだと理解せざるを得ないのです。

しかしながら、ここにこれだけ表示されておれば、今の町民の皆さん方の声をもって質問させていただきます。前段で四角に囲んで

いる中で、未だ明確になっていないからこそ、現時点での方向性や、進捗状況についての情報を共有していくことが必要です。

まさに、今日議会で私も稼働を考えておりますが、将来におければ議会も半分その責任を背負うわけでありますから、聞くことはやはり聞いて判断したいと思っております。

その下、現実への方向性、警戒区域の見直しについてというところで、平成24年度中に警戒区域を3区分に見直す予定です。しかし実際に帰町する際には、安全、安心を大前提とした上で、町内の生活環境をしっかりとした形で整え、希望者が不自由な環境に帰ることのないようにすることが必要ということで、現時点では生活環境をしっかりと再生させるまでには5年、発災から6年程度の期間を要すると考えている。要するに、このことにつきましては、今まで町長とかマスコミ報道等で浪江町の5年ぐらいは帰町、避難解除しないという方向で判断するという報道されておりますから、町民はほとんどそのことは承知しております。

ところが、このことによって過般、白河方部で東京電力の賠償の説明会等を開きました。その中で町民の意識が非常に傾向として見たというのは、町が5年間帰らないんだよということを決めたよ。ということは私たちは5年帰れないものだから、賠償もそれと連動して対応していただきたいという声のものすごく出てくるわけです。その中で東京電力のこれは国の指針といいますか、そういうことで判断していますからという、誤るに近いような回答だったのでありますが、非常にその声が町民は必要に、要するに町民は町が、行政として5年帰らないと、決めたという理解がほとんどなんです。私もこれは国のきちんとした首長さんが判断すれば5年帰らないと大丈夫ですというものも私はそういう理解で、そういうことに基づくべく区長さんにも決めていただいたと思うのです。判断していると、理解していると。これから町民の説明会を随時22日からやっていくということではありますが、この中でいわゆる賠償、避難指示解除による賠償については区域にかかわらず一律の財物補償、家財以外というのは載っておりますが、つける補償ができるよう国との協議を進めて参りますという表現です。

しかしながら、一般町民からすれば町が決めたということでそういう意識が非常に聞こえるわけです。そのことについて確かに明確になっていない課題ではありますが、これからといってもすぐですから町民との懇談、議会でも私も活動して考えていますから、この辺についてどう整理して説明していくか、その辺について考え方があればお示しをしていただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 昨日、現地対策本部長が今度かわりまして、新たな松宮氏がおいでになりました。その中で区域の見直しの件について国の考え方を示していただいて、そして我々がここに書いてあるような問題についてざっくばらんなお話をさせていただきまして、やはりいろんな話の中でまだまだ詰まっていないところがあります。そういうことで今回は顔合わせということで、深くは話はされませんでした。今後やはりここに書いてあるように、国と協議を進めてそして町民の方の思いというものを実現をさせていかななくてはならないと考えています。

今後、22日の説明会の前にもう一度協議をしていくという考え方で進めてまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田数博君） 5番。

○5番（若月芳則君） まさにその努力が私も必要だと思っております。町民の思いは、自分たちの生活の再建これが大事でありますから、それにはやはり賠償が大きなウエートを占めるというスタンスで物を考えておるようにさせております。そういう意味で最大限の努力をやっていただきたい。このことをお願ひをして質問を終わります。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第66号 浪江町復興計画の策定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第4、議案第67号 職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第67号 職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって議案第67号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第68号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第5、議案第68号 平成24年度浪江町一般会計補正予算（第4号）、これより質疑を行います。
質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第68号 平成24年度浪江町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって議案第68号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第69号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第6、議案第69号 平成24年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、これより質疑を行います。
質疑ありませんか。
17番。
- 17番（勝山一美君） 一般下水道の調査なのですが、大体出来上がるのは前回お尋ねしたときに平成27年、28年ぐらいになるのかということですが、これはいつから入札する関係もあるのでしょうかから、いつまで始まって、どのくらいで終わるのか調査、その辺をお聞か

してください。

○議長（吉田数博君） 復旧事業課長。

○復興推進課長（鈴木敏雄君） ご質問にお答えを申し上げます。この調査につきましては、終末処理場、中継ポンプ場、下水道の管渠、マンホールを全部開けて調査をするということをございまして、議会で通させていただきますたら、11月から3月まで今年度中の調査ということで、発注をいたしたいと考えてございます。

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） まずスピードをもって、上下水道、公共施設水道事業、やはりスピードをもってやってほしいという思いは伝わっていると思うのでよろしくお願いします。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第69号 平成24年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第7、議案第70号 平成24年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第70号 平成24年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（吉田数博君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、平成24年第5回浪江町議会臨時会を閉会といたします。

（午後 0時30分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成24年 月 日

浪江町議会議長 吉 田 数 博

署名議員 若 月 芳 則

署名議員 横 山 精 一

署名議員 泉 田 重 章